公益社団法人　日本放射線技術学会

代表理事　殿

誓　約　書

私は2020-21年度の学術研究班に応募するにあたり，学術研究班として採択された場合には，班員全員が学術研究班に関する内規（8．学術研究班の報告義務），および，学術研究班事業運用内規を遵守し，活動費の適正な運用を心掛け，不正を行わないことを誓約いたします．

記

**学術研究班に関する内規**

8．学術研究班の報告義務

(1) 学術研究班は，その活動期間中に本学会が主催する学術大会において，その活動報告を行うことを原則とする．

(2) 学術研究班の活動結果は，本学会雑誌または英語論文誌に学術論文として投稿，または叢書として発行することを原則とする．

(3) (2)を満たすことが困難な場合，学術研究の結果を会員が共有できる形態（本学会ホームページでの公開など）で報告する．

(4) 学術研究班の研究成果を他の関連学協会にて発表，または論文投稿する場合は，学術委員長の了解を得たうえ，本学会の班研究で得られた成果であることを明記する．

(5) 学術研究班の活動報告義務および活動終了後の成果報告等において，学術研究班としての義務を怠った場合は，その程度に応じて，班長，または班員全員に対して，次回の学術研究班申請時における申請の不受理や，班長・班員としての学術研究班への参加の禁止といった措置が適用される．

**学術研究班事業運用内規（抜粋）**

１．目的

この内規は，学術委員会の下に設置される学術研究班（学術委員会内規　5．委員会業務（4））の適正な事業運用を目的として，本学会から支給される活動費の取扱いについて，その使途の種別，申請方法等を明確に示し，さらに，学術研究班の選考（学術研究班に関する内規　６．選考(1),(5)）における，研究経費の使途に対する妥当性の評価および活動費の決定に用いるために定める．

２．事業計画および事業報告

(1) 学術研究班の班長は，研究班として採択された場合には，実際に活動を開始する年度（以下，活動開始年度）の前年の12月15日までに，全活動費を活動期間のすべての年度に配分した上で，当該班の活動期間のすべての年度分の事業計画を本部理事会に提案し，承認を得る．

(2) 学術研究班の班長は，活動期間のすべての年度において，当該年の12月15日までに，当該年の事業報告（案）を本部理事会に提案し，承認を得る．

３．活動費の運用

(1) 班長は，活動費の適正な運用を常に心掛け，その取扱いに関して，班員に周知徹底しなければならない．

(2) 学術研究班の活動費の活動期間中の総額は，当該班研究採択時に理事会で承認した金額を上限とする．

(3) 活動開始年度の事業計画で本部理事会に提案し，承認された各年度の活動費の予算については，原則として，当該年度のみでの使用とする．

(4) 特別な理由があり，次年度の予算を当該年度に繰り上げ運用，または，当該年度の予算を次年度の予算に繰り下げ運用することを希望する場合は，事前に財務委員会の協議を経た上で，理事会に理由を明記した議案書を提出し，承認を得る．

（以下略）

以上

 西暦　　　　　年　　　月　　　日

 班長（申請者）氏名（自著）